

第71期 | 定時株主総会 招集ご通知

| 開催日時

平成 29 年 6 月 28 日(水曜日)

午前 10 時 (受付開始:午前9時)

| 開催場所

当社本社ビル 2階ホール

名古屋市東区東片端町8番地

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

Design
Your

Smile

健康創造の
スズケングループ

| 議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に
対する譲渡制限付株式の割当て
のための報酬決定の件

 **SUZUKEN**

証券コード:9987



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第71期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループは、長期ビジョン「医療および介護分野における新たな付加価値を創造し続け、日本に加えアジアにおいても、“医療と健康になくてはならない存在”」を実現してまいります。

そのために当社グループは、中期成長戦略「One Suzuken 2019」を策定いたしました。2016年度までの中期成長戦略のビジョンを承継しつつ、更なるステップアップを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

宮田浩美

目次

招集ご通知

- 2 第71期定時株主総会招集ご通知
- 3 議決権行使のご案内

株主総会参考書類

- 5 第1号議案 定款一部変更の件
- 7 第2号議案 取締役9名選任の件
- 14 第3号議案 監査役1名選任の件
- 15 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 17 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

添付書類

■ 事業報告

- 19 1.企業集団の現況に関する事項
- 27 2.会社の株式に関する事項
- 28 3.会社役員に関する事項
- 31 4.会計監査人に関する事項
- 32 5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 連結計算書類

- 37 連結貸借対照表
- 38 連結損益計算書
- 39 連結株主資本等変動計算書
- 40 (ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

■ 計算書類

- 41 貸借対照表
- 42 損益計算書
- 43 株主資本等変動計算書

■ 監査報告書

- 44 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 45 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 46 監査役会の監査報告書 謄本

ご参考

- 株価の推移
- 株主の皆さまへのご案内
- 株主MEMO

株主各位

証券コード 9987
平成29年6月6日
名古屋市東区東片端町8番地
株式会社 スズケン
代表取締役社長 宮田 浩美

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成29年6月28日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所	当社本社ビル 2階ホール 名古屋市東区東片端町8番地(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第71期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知及び添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
節電への協力のため、株主総会会場内の冷房を控えめに設定いたします。当日は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.suzuken.co.jp>

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(5頁～18頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席 による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第71期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。



書面による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成29年6月27日(火曜日)午後5時15分**までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。



インターネット等 による議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)等にアクセスしていただき、**平成29年6月27日(火曜日)午後5時15分**までにご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案	賛成	賛否	反対	棄権
第1号議案	○			
第2号議案		○		
第3号議案			○	
第4号議案				○
第5号議案				

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案
- 第3号議案
- 第4号議案
- 第5号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等[※]による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- 議決権の行使は、平成29年6月27日(火曜日)当社営業時間終了時(午後5時15分)までのご行使分が有効です。
- スマートフォンなどで議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトへ接続されます。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービスによっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主さま以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」を変更していただきます。
- パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることの確認に必要なため、大切にお取り扱いください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続き願います。
- 今回ご案内するパスワード及び株主さまご本人が登録されたパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です(次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします)。

3 議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

4 その他

- インターネットにより議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)などは株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
 (受付時間 午前9時～午後9時)

※ 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ①「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号)の施行により「再生医療等製品」が新たに定義されたことに伴い、今後の事業展開に備える為、事業目的に文言を追加するとともに、その他の文言の整理をおこなう為、現行定款第2条の規定を変更するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行をおこなわない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条及び第36条の規定を変更するものであります。
なお、第28条の変更案については、各監査役の同意を得ております。
- ③会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え選任することができる補欠監査役の規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする為、現行定款第30条及び第31条の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 医薬品、試薬、動物用医薬品、農薬、工業薬品、化学薬品、医薬部外品、毒物、劇物、その他各種薬品類および医療用機械器具・用具、福祉用具、医療用品、計量器、化粧品、衛生用品、肥料、飼料、飼料添加物等の販売ならびに製造	1. 医薬品、再生医療等製品、試薬、動物用医薬品、農薬、工業薬品、化学薬品、医薬部外品、毒物、劇物、その他各種薬品類および医療機器、動物用医療機器、福祉用具、医療用品、計量器、化粧品、衛生用品、肥料、飼料、飼料添加物等の販売ならびに製造
2. (省略)	2. (現行どおり)
7. (省略)	7. (現行どおり)
8. 医療機関内に於ける医薬品、 <u>医療用機械器具</u> 等の物品の管理ならびに配送の受託業務	8. 医療機関内に於ける医薬品、 <u>医療機器</u> 等の物品の管理ならびに配送の受託業務
9. (省略)	9. (現行どおり)
15. (省略)	15. (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
16. 福祉用具、医療用機械器具、医療用品のリース・レンタル・メンテナンスおよび修理ならびに古物の売買 17. (省略) 18. (省略) 19. (省略) 20. (省略) 21. (省略) 22. (省略)	16. 福祉用具、医療機器、医療用品のリース・レンタル・メンテナンスおよび修理ならびに古物の売買 17. (現行どおり) 18. (現行どおり) 19. (現行どおり) 20. (現行どおり) 21. (現行どおり) 22. (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。 (新設) (新設)	第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。 3. 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	べっしょ よしき 別所 芳樹	代表取締役 会長執行役員	再任
2	みやた ひろみ 宮田 浩美	代表取締役 社長執行役員	再任
3	あさの しげる 浅野 茂	取締役 専務執行役員コーポレート 本部長兼経営企画部長兼リスクマ ネジメント統轄室担当	再任
4	さいとう まさお 斉藤 政男	取締役 専務執行役員営業本部長	再任
5	いざわ よしみち 伊澤 芳道	取締役 常務執行役員ヘルスケア 事業本部長兼保険薬局事業部長	再任
6	たむら ひさし 田村 富志	取締役 常務執行役員営業本部 副本部長兼営業推進統轄部長	再任
7	うえだ けいすけ 上田 圭祐	社外取締役	再任 独立
8	いわたに としあき 岩谷 敏昭	社外取締役	再任 独立
9	うすい やすのり 薄井 康紀	社外取締役	再任 独立

候補者番号

1



べっしょ よしき
別所 芳樹
(昭和18年5月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和41年 4月 (株)東海銀行
(現在の(株)三菱東京UFJ銀行) 入行
昭和45年 3月 当社入社
昭和45年 8月 当社取締役
昭和48年 1月 当社常務取締役
昭和48年12月 当社専務取締役
昭和50年 4月 当社代表取締役専務
昭和58年 6月 当社代表取締役社長
平成16年 6月 当社代表取締役 社長執行役員
平成19年 4月 当社代表取締役 会長執行役員(現任)

所有する当社株式の数

1,866,512 株

取締役会への出席状況

24/25 回

取締役候補者とした理由

昭和50年4月より当社代表取締役として当社グループの経営に携わり、経営全般に対する豊富な知識・経験を有しております。
平成19年4月からは、当社代表取締役会長執行役員に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

2



みやた ひろみ
宮田 浩美
(昭和35年4月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月 当社入社
平成18年 6月 当社物流部長
平成20年 6月 当社執行役員
平成21年 4月 当社経営企画部長
平成23年 4月 当社常務執行役員
平成24年 4月 当社専務執行役員
平成24年 6月 当社取締役 専務執行役員
平成25年 4月 当社企画本部長兼経営企画部長
平成26年 4月 当社企画本部長
平成27年 4月 当社取締役 副社長執行役員
平成28年 4月 当社代表取締役 社長執行役員(現任)

所有する当社株式の数

16,477 株

取締役会への出席状況

25/25 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業・物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
平成28年4月からは、当社代表取締役社長執行役員に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

3



あさの しげる
浅野 茂
(昭和41年8月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 2年 4月 当社入社
平成17年 3月 株式会社コラボクリエイト
(現 株式会社エス・ディ・コラボ)
代表取締役社長
平成21年 6月 当社執行役員
平成22年 7月 当社SCM本部長
平成24年 4月 当社常務執行役員
平成27年 4月 当社専務執行役員企画本部長
兼 兼業管理部・CSR推進室担当
平成27年 6月 当社取締役(現任)
平成29年 4月 当社専務執行役員コーポレート本部長
兼 経営企画部長兼リスクマネジメント
統轄室担当(現任)

所有する当社株式の数

6,903 株

取締役会への出席状況

25/25 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
平成29年4月からは、当社取締役専務執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長兼リスクマネジメント統轄室担当に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

4



さいとう まさお
斉藤 政男
(昭和31年2月28日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 当社入社
平成22年11月 当社東京病院営業部長
平成24年 4月 当社執行役員
平成26年 4月 当社営業推進統轄部長
平成27年 4月 当社常務執行役員
平成28年 4月 当社専務執行役員営業本部長(現任)
平成28年 6月 当社取締役(現任)

所有する当社株式の数

5,327 株

取締役会への出席状況

20/20 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
平成28年6月からは、当社取締役専務執行役員営業本部長に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

5


 いざわ よしみち
伊澤 芳道
 (昭和31年3月29日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 当社入社
 平成13年 6月 当社コンサルティング部長
 平成15年 6月 当社カスタマーサポート部長
 平成19年 4月 当社保険薬局部長
 平成21年 6月 当社執行役員
 平成21年10月 当社保険薬局企画部長
 平成23年 3月 当社保険薬局統括部長
 平成25年 4月 当社保険薬局統轄部長
 平成27年 4月 当社常務執行役員(現任)
 平成28年 6月 当社取締役(現任)
 平成29年 4月 当社ヘルスケア事業本部長兼保険薬局事業部長(現任)

所有する当社株式の数

17,768 株

取締役会への出席状況

19/20 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
 平成29年4月からは、当社取締役常務執行役員ヘルスケア事業本部長兼保険薬局事業部長に就任しております。
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

6


 たむら ひさし
田村 富志
 (昭和35年10月26日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月 当社入社
 平成22年 7月 当社三重営業部長
 平成24年 4月 当社執行役員
 平成26年 4月 当社名古屋営業部長
 平成27年 4月 当社常務執行役員(現任)
 平成28年 4月 当社営業推進統轄部長
 平成28年 6月 当社取締役(現任)
 平成29年 4月 当社営業本部副本部長兼営業推進統轄部長(現任)

所有する当社株式の数

5,102 株

取締役会への出席状況

20/20 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
 平成29年4月からは、当社取締役常務執行役員営業本部副本部長兼営業推進統轄部長に就任しております。
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

7

(社外取締役)

再任

独立



うえだ けいすけ
上田 圭祐
(昭和17年1月18日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和37年10月 公認会計士五領田元男事務所入所
昭和39年 3月 公認会計士今井富夫事務所入所
昭和41年 4月 公認会計士登録
昭和43年12月 監査法人丸の内会計事務所設立に伴い
移籍
昭和47年12月 同所代表社員
昭和63年 4月 サンワ・等松青木監査法人と合併。名古屋
地区業務執行社員
平成 2年 2月 監査法人三田会計社と合併、監査法人
トーマツ(現 有限責任監査法人トーマ
ツ)となる
平成 3年 5月 同法人本部常務代表社員
平成10年 4月 公益財団法人日比科学技術振興財団監
事(現任)
平成11年 5月 監査法人トーマツ本部専務代表社員
名古屋地区代表社員
平成12年 4月 財団法人越山科学技術振興財団監事
(現任)
平成13年 5月 監査法人トーマツ本部経営会議議長
平成13年10月 公益財団法人三甲美術館監事(現任)
平成18年 3月 監査法人トーマツ代表社員退任
平成18年 4月 公認会計士上田圭祐事務所開設(現在)
平成18年 9月 監査法人トーマツ地区相談役
平成24年 1月 同法人地区相談役退任
平成24年 6月 当社社外取締役(現任)
平成24年12月 株式会社トーカン社外監査役(現任)

【重要な兼職】

公認会計士 株式会社トーカン社外監査役

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

25/25回

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての高度な専門的知識及び経営に関する高い見識を有しております。
平成24年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員
の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い
倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も社外取締役として
の職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

8

(社外取締役)


 いわたに としあき
岩谷 敏昭

(昭和37年1月20日生)

再任

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 4年 4月 弁護士登録
 牛田・白波瀬法律事務所入所
 平成 6年 6月 当社社外監査役
 平成12年10月 アス法法律事務所開業(現在)
 平成21年 4月 甲南大学法科大学院教授(現任)
 平成25年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科招聘教授(現任)
 平成25年 5月 大阪大学知的財産センター特任教授(現任)
 平成27年 6月 当社社外取締役(現任)

【重要な兼職】

弁護士

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての高度な専門的知識及び見識を有しております。
 平成27年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員
 の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 なお、岩谷敏昭氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

所有する当社株式の数
0株
取締役会への出席状況
25/25回

候補者番号

9

(社外取締役)


 うすい やすのり
薄井 康紀

(昭和28年11月3日生)

再任

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年 4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省
 平成18年 9月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
 平成20年 7月 社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局局長
 平成22年 1月 日本年金機構副理事長
 平成25年12月 厚生労働省退職
 平成27年12月 日本年金機構副理事長(退任)
 平成28年 6月 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有しております。
 平成28年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員
 の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 なお、薄井康紀氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

所有する当社株式の数
0株
取締役会への出席状況
20/20回

-
- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上田圭祐、岩谷敏昭、薄井康紀の各氏は、社外取締役の候補者であります。
 3. 上田圭祐、岩谷敏昭、薄井康紀の各氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 4. 上田圭祐氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。
 5. 岩谷敏昭氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
 6. 薄井康紀氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
 7. 当社は、平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社と上田圭祐、岩谷敏昭、薄井康紀の各氏との間で責任限定契約を締結しております。上田圭祐、岩谷敏昭、薄井康紀の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (社外取締役との責任限定契約)
- 社外取締役は、本契約締結後、当社の取締役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第28条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が取締役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。
- この場合、取締役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役永井隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



新任

たけだ のりゆき
竹田 憲之
(昭和35年1月10日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当社入社
平成22年11月 当社東京多摩営業部長
平成24年 6月 株式会社スズケン沖縄薬品
代表取締役社長
平成26年10月 当社CSR推進室長
平成29年 2月 当社リスクマネジメント統轄室長
平成29年 5月 当社人材開発部長付(現在)

所有する当社株式の数

1,724 株

監査役候補者とした理由

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

平成29年5月からは、当社人材開発部長付であります。

取締役の職務執行の状況の監督をおこなうとともに、監査役会において監査結果の報告及び必要な事項の協議に十分な役割を果たすことが期待でき、また、監査役としての高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されるとともに、竹田憲之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(監査役との責任限定契約)

監査役は、本契約締結後、当社の監査役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第36条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が監査役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。

この場合、監査役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(補欠社外監査役)

独立

たかはし まさひこ
高橋 正彦
(昭和19年12月23日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和45年10月 監査法人丸の内会計事務所入所
昭和49年10月 公認会計士登録
昭和54年10月 監査法人八木・浅野事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所
昭和54年11月 税理士登録
公認会計士・税理士高橋正彦事務所開設(現在)
平成22年 6月 新日本有限責任監査法人退所
平成23年 6月 株式会社フジインコーポレイテッド社外監査役(現任)

【重要な兼職】

公認会計士 税理士
株式会社フジインコーポレイテッド社外監査役

所有する当社株式の数

0株

補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識及び見識を有しております。高度な専門的知識及び見識を独立かつ中立な立場から当社の監査に反映していただくことが期待でき、また、監査役としての高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

なお、高橋正彦氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋正彦氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 高橋正彦氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員となる予定です。
4. 第1号議案[定款一部変更の件]が原案どおり承認可決されるとともに、高橋正彦氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
(監査役との責任限定契約)
- 監査役は、本契約締結後、当社の監査役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第36条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が監査役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。
この場合、監査役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の当社第60期定時株主総会において、年額600百万円以内としてご承認をいただいております。今般、当社は、取締役(社外取締役を除く)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という)を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額60百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式としての当該報酬等の額は、平成18年6月29日開催の当社第60期定時株主総会においてご承認いただきました年額600百万円を上限とする報酬等の額の範囲内にて設定するものです。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は9名(うち社外取締役3名)であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員又は参事のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は参事のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員又は参事のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向、政府による経済政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループは、平成29年3月期を最終年度とする中期成長戦略「One Suzuken 2016」において、「顧客信頼度ナンバーワングループの実現」、「日本に加えアジアにおけるOnly Oneビジネスモデルの確立」、「一つのグループ構築に向けた経営基盤改革」の3つの中期ビジョンの達成に向けて注力してまいりました。

特に当連結会計年度につきましては、米国のアメリソースバーゲンおよびAT&Tとの協業によるスペシャリティ医薬品流通機能の更なる強化、資本業務提携を締結した協業パートナーであるEPSホールディングス株式会社とその子会社であるEPS益新株式会社との既存事業の機能強化および新たな付加価値創出の取組み、韓国の株式会社ボクサンナイスとの資本業務提携によるグローバル事業の強化などを図ってまいりました。

また、当社グループは、医薬品の高品質かつ効率的な物流を目指すため、卸物流を担う「西神物流センター」、メーカー物流を担う「六甲物流センター」、さらに輸配送ターミナルを同じ建物内に併設した業界初となる併設型複合センターを、平成28年10月28日に竣工し、平成29年4月5日より稼働いたしました。これにより、グループ各社が有している機能やノウハウを融合させ一気通貫で高品質な物流サービスを提供するとともに、災害時においても医薬品を安定的に供給するという社会的使命を果たしてまいります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2兆1,269億93百万円(前期比4.5%減)、営業利益は187億12百万円(前期比48.6%減)、経常利益は277億64百万円(前期比39.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は213億8百万円(前期比26.4%減)となりました。

(ご参考)

売上高 2兆1,269億円

前期比
4.5%down

営業利益 187億円

前期比
48.6%down

経常利益 277億円

前期比
39.3%down

親会社株主に帰属
する当期純利益 213億円

前期比
26.4%down

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(注) セグメント別の売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

医薬品卸売事業

医薬品卸売事業では、医療用医薬品市場は、抗悪性腫瘍剤市場の拡大による寄与があったものの、薬価改定、後発医薬品使用促進およびC型肝炎治療剤市場の縮小の影響により、マイナス成長となりました。

そのようななか、売上高は、主にC型肝炎治療剤の販売減少により減収となりました。営業利益は、流通改善の取組みとして、個々の医療用医薬品の価値に見合った価格交渉を徹底し、適正利益の確保に注力したことおよび販売費及び一般管理費の抑制につとめたものの、減収の影響により減益となりました。

顧客信頼度ナンバーワン戦略については、多様化・高度化するお客様ニーズを把握し、それにお応えするため、営業・物流における効果・効率的なサービスの提供に取組んでまいりました。

医療流通プラットフォームの強化については、お客様への物流サービスの更なる向上と災害時においても安定的に医薬品を供給できるよう、平成28年4月に「名南物流センター」を稼働するなど、BCP対応の更なる強化を図ってまいりました。

また、医薬品卸売事業のインフラ整備を推進し、グループ卸会社のシステム基盤の統合を完了いたしました。

これらの結果、売上高は2兆307億7百万円(前期比4.6%減)、営業利益は139億35百万円(前期比49.7%減)となりました。

(ご参考)

■ 売上高 (単位: 億円)



■ 営業利益 (単位: 億円)



医薬品製造事業

医薬品製造事業では、売上高は、糖尿病食後過血糖改善剤「セイブル錠」やDPP-4阻害剤「スイニー錠」、高尿酸血症・痛風治療剤「ウリアデック錠」など糖尿病関連商品を中心に販売促進につとめたものの、平成28年4月の薬価改定の影響などにより減収となりました。

営業利益は、減収の影響および研究開発費の増加などにより減益となりました。

これらの結果、売上高は639億94百万円(前期比2.7%減)、営業利益は27億62百万円(前期比43.3%減)となりました。

なお、株式会社三和化学研究所のニュートリション事業は、平成29年4月1日にニュートリー株式会社へ事業譲渡しております。

(ご参考)

■ 売上高 (単位: 億円)



■ 営業利益 (単位: 億円)



保険薬局事業

保険薬局事業では、売上高は、M&Aや新規出店を進めたものの、調剤報酬改定および薬価改定の影響により減収となりました。

営業利益は、在宅医療への対応等かかりつけ薬剤師の機能強化の取組みにより、収益性は改善傾向にあるものの、減収の影響および薬剤師の確保に伴う人件費の増加などにより減益となりました。

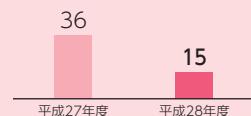
これらの結果、売上高は977億86百万円(前期比5.2%減)、営業利益は15億23百万円(前期比57.7%減)となりました。

(ご参考)

■ 売上高 (単位:億円)



■ 営業利益 (単位:億円)



医療関連サービス等事業

医療関連サービス等事業では、売上高は、主に、メーカー支援サービス事業(医薬品メーカー物流受託・希少疾病薬流通受託)の受託が増加したことや、介護事業において利用者が増加したことにより増収となりました。

営業利益は、メーカー支援サービス事業および介護事業における増収効果により増益となりました。

これらの結果、売上高は440億10百万円(前期比14.6%増)、営業利益は3億72百万円(前期は96百万円の営業損失)となりました。

(ご参考)

■ 売上高 (単位:億円)



■ 営業利益 (単位:億円)



(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、142億79百万円であり、その主なものは、医薬品卸売事業における物流センター構築費用であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取巻く環境は、少子高齢化の進展や医療の高度化による医療保険財政の逼迫等を背景に、社会保障制度の持続可能性を高めるための改革が求められるなど、依然として厳しい状況が続いております。今後の経営環境は、後発医薬品使用促進に伴う長期収載品市場の縮小やスペシャリティ医薬品市場の拡大などによる医療用医薬品市場の変化、診療報酬改定や地域医療の進展などによるお得意さまの経営環境の変化などが予想されます。当社グループは、このような環境変化に柔軟に対応し事業機会とするため、新たな価値創造とローコスト経営の実現が必要不可欠であると考えております。

そのようななか、当社グループは、医療と健康になくってはならない存在の実現に向けて、2019年度を最終年度とする中期成長戦略「One Suzuken 2019」を策定いたしました。今後、次に掲げた中期ビジョンにおける4つの「One」の実現に向けて、お得意さまニーズの徹底的な追求、外部との連携の推進、生産性向上への抜本的な改革などを実行していくことにより、さらなる企業価値向上を目指してまいります。

中期ビジョン1. Number One「顧客信頼度最大化への挑戦」

- ①顧客接点の強化による顧客が真に求める機能・価値の追求
- ②「地域密着全国卸」実現のための体制整備
- ③医療流通プラットフォームの進化
- ④ジェネリック製品等の新たな流通モデルの構築

中期ビジョン2. Only One「唯一無二のビジネスモデル」

- ①グループ既存事業の利益体質強化
- ②アジア市場における事業基盤の確立
- ③スペシャリティ製品を中心としたワンストップ受託サービスの確立
- ④地域包括ケアの進展に対する新たなサービスの創出

中期ビジョン3. One Group「共通の基盤、共通の価値観」

- ①グループガバナンスの強化
- ②グループ間コミュニケーションの強化
- ③将来を担いうる人材を育むための仕組み・組織風土づくり

中期ビジョン4. One Point Improvement「生産性向上による販管費率の改善」

- ①全社的な「ムダの廃除」による業務・コスト構造改革
- ②「働き方改革」の実現

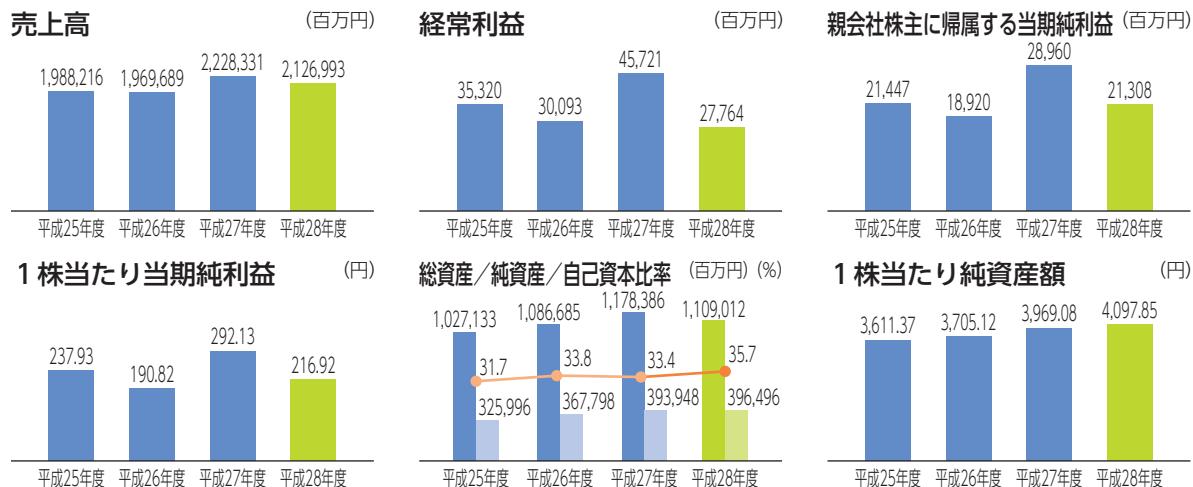
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第68期	平成26年度 第69期	平成27年度 第70期	平成28年度 第71期 (当連結会計年度)
売上高	1,988,216 <small>百万円</small>	1,969,689 <small>百万円</small>	2,228,331 <small>百万円</small>	2,126,993 <small>百万円</small>
経常利益	35,320 <small>百万円</small>	30,093 <small>百万円</small>	45,721 <small>百万円</small>	27,764 <small>百万円</small>
親会社株主に帰属する当期純利益	21,447 <small>百万円</small>	18,920 <small>百万円</small>	28,960 <small>百万円</small>	21,308 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	237.93 <small>円 銭</small>	190.82 <small>円 銭</small>	292.13 <small>円 銭</small>	216.92 <small>円 銭</small>
総資産	1,027,133 <small>百万円</small>	1,086,685 <small>百万円</small>	1,178,386 <small>百万円</small>	1,109,012 <small>百万円</small>
純資産	325,996 <small>百万円</small>	367,798 <small>百万円</small>	393,948 <small>百万円</small>	396,496 <small>百万円</small>
1株当たり純資産額	3,611.37 <small>円 銭</small>	3,705.12 <small>円 銭</small>	3,969.08 <small>円 銭</small>	4,097.85 <small>円 銭</small>
自己資本比率	31.7 <small>%</small>	33.8 <small>%</small>	33.4 <small>%</small>	35.7 <small>%</small>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
 3. 当社は平成27年4月1日付で、普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が第69期の期首に行われたものとして算出しております。
 4. 当連結会計年度より、仕入割引に関する会計方針の変更を行っており、前連結会計年度については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(ご参考)



(5) 重要な子会社の状況(平成29年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三和化学研究所	2,101	100.00	医薬品等の製造・販売
株式会社サンキ	1,081	100.00	医薬品等の販売
株式会社アステイス	946	100.00	医薬品等の販売
株式会社翔薬	880	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン沖縄薬品	12	100.00	医薬品等の販売
ナカノ薬品株式会社	94	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン岩手	97	100.00	医薬品等の販売
株式会社ファーコス	382	100.00 (100.00)	医薬品等の調剤

(注) 1. 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は58社であります。
2. 出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

(6) 企業集団の主要なセグメント(平成29年3月31日現在)

医薬品卸売事業……………医薬品、診断薬、医療機器・材料等を販売する事業
 医薬品製造事業……………医薬品、診断薬等を製造する事業
 保険薬局事業……………医療機関からの処方箋に基づき調剤を行う事業

(7) 企業集団の主要拠点等(平成29年3月31日現在)

- ① 当社本社 名古屋市東区東片端町8番地
- ② 営業拠点

当	社	名古屋市東区他164支店
株式	会社サンキ	広島市西区他
株式	会社アステイス	愛媛県松山市他
株式	会社翔薬	福岡市博多区他
株式	会社スズケン沖縄薬品	沖縄県島尻郡南風原町他
株式	会社ナカノ薬品	栃木県宇都宮市他
株式	会社スズケン岩手	岩手県盛岡市他
株式	会社ファーコス	東京都千代田区他
- ③ 生産拠点

株式会社三和化学研究所	名古屋市東区他
-------------	---------

(8) 企業集団の使用人の状況(平成29年3月31日現在)

区 分	使用人数	前期末比増減 (△は減少)
医薬品卸売事業	10,480 ^名	250 ^名
医薬品製造事業	1,423	△78
保険薬局事業	3,079	82
医療関連サービス等事業	1,474	△6
合 計	16,456	248

(注) 上記使用人数は、企業集団から企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含めております。

(9) 配当方針

当社グループは、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%を目処とした配当を実施することを基本方針とし、継続的な業績向上に基づく増配を目指しております。

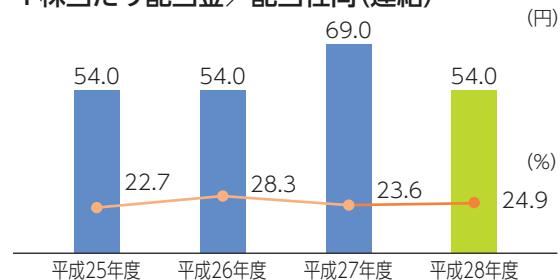
剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、当業界を取り巻く厳しい環境のなか、競争上の優位性を確保し、安定成長を維持するため、営業・物流・情報基盤の強化および新たな事業領域の拡大に配分を行ってまいります。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の配当金につきましては、当初予想通り期末配当金1株当たり27円に、中間配当金(1株当たり27円)を含めた通期配当金は1株当たり54円といたしました。

(ご参考)

1株当たり配当金／配当性向(連結)



(注) 平成27年度は、記念配当15円を含めております。

2.会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数

普通株式 374,000,000株

(2)発行済株式の総数

普通株式 103,344,083株
(自己株式 6,721,683株含む)

(3)当期末株主数

9,926名

(4)大株主

株主名簿に基づく上位10名の大株主の状況は次のとおりであります。

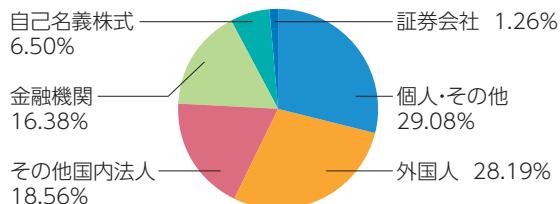
株主名	持株数	持株比率
塩野義製薬株式会社	3,636千株	3.76%
別所弘子	3,100	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,930	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・塩野義製薬株式会社退職給付信託口)	2,920	3.02
スズケングループ従業員持株会	2,916	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,641	2.73
伊澤久代	2,404	2.48
エーザイ株式会社	2,081	2.15
アステラス製薬株式会社	1,931	1.99
別所芳樹	1,865	1.93

(注)持株比率は、自己株式(6,721,683株)を控除して計算しております。

(ご参考)

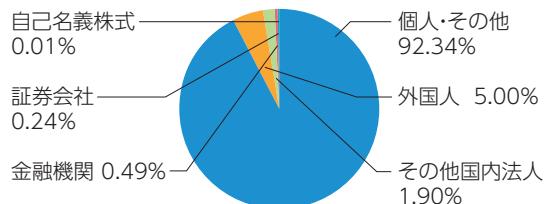
株主分布状況

■所有者別株式構成状況



[発行済株式総数] 103,344,083株

■所有者別株主構成状況



[株主総数] 9,926名

3.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況(平成29年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
別所 芳 樹	代表取締役 会長執行役員	
宮 田 浩 美	代表取締役 社長執行役員	
浅 野 茂	取締役 専務執行役員 企画本部長兼経営企画部長 兼リスクマネジメント統轄室担当	
齊 藤 政 男	取締役 専務執行役員 営業本部長	
伊 澤 芳 道	取締役 常務執行役員 保険薬局統轄部長	
田 村 富 志	取締役 常務執行役員 営業推進統轄部長	
上 田 圭 祐	取締役	公認会計士 株式会社トーカン社外監査役
岩 谷 敏 昭	取締役	弁護士
薄 井 康 紀	取締役	
井 間 雅 彦	常勤監査役	
永 井 隆	常勤監査役	
井 上 龍 哉	監査役	公認会計士・税理士 テクノホライゾン・ホールディングス株式会社 社外監査役
村 中 徹	監査役	弁護士 株式会社カプコン 社外取締役 古野電気株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 上田圭祐、岩谷敏昭及び薄井康紀の3名は社外取締役であります。また、監査役 井上龍哉及び村中徹の2名は、社外監査役であります。

なお、社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ております。

2. 監査役 井上龍哉は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社では、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、取締役会の活性化及び機動的な業務執行体制の構築を目的に、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、21名で構成されており上記役員のうち、上田取締役、岩谷取締役及び薄井取締役を除く取締役は執行役員を兼務しております。

4. 当事業年度中に退任した取締役

取締役	太田 裕史	(平成28年6月28日退任)
取締役	鈴木 信夫	(平成28年6月28日退任)
取締役	余座 啓二	(平成28年6月28日退任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(社外取締役との責任限定契約)

社外取締役は、本契約締結後、当社の取締役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第28条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が取締役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。

この場合、取締役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。
(社外監査役との責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、当社の監査役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第36条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が監査役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。

この場合、監査役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	12名	322百万円(うち社外取締役 3名 33百万円)
監査役	4名	52百万円(うち社外監査役 2名 15百万円)

上記には、平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬の決定につきましては、「取締役・執行役員評価内規」「取締役・執行役員処遇内規」に基づき、連結経常利益、連結配当性向、連結自己資本当期純利益率等の全社業績指標及び担当部門業績指標を用いた総合的な業績評価を実施し、指名・報酬委員会での総合的・客観的な検討を経て、取締役会にて報酬を定めております。

監査役の報酬の決定につきましては、「監査役報酬内規」に基づき、監査役会にて報酬を定めております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社との関係
- イ. 上田取締役は、株式会社トークンの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社トークンとの間に取引関係はありません。
- ロ. 井上監査役は、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とテクノホライゾン・ホールディングス株式会社との間に取引関係はありません。
- ハ. 村中監査役は、株式会社カプコンの社外取締役及び古野電気株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社カプコン及び古野電気株式会社との間に取引関係はありません。
- ニ. 上田取締役は公認会計士、岩谷取締役は弁護士、井上監査役は公認会計士及び税理士、村中監査役は弁護士の資格を有しております。なお、当社との間に取引関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況
- 平成28年度の取締役会には、上田取締役が25回中25回、岩谷取締役が25回中25回、薄井取締役が20回中20回出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、井上監査役が25回中25回、村中監査役が25回中24回、平成28年度の取締役会に出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。
- なお、平成28年度の監査役会には、井上監査役が15回中15回、村中監査役が15回中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4.会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
(会計監査人との責任限定契約)

会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、会計監査人の当社に対する損害賠償責任の限度とする。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	86百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	154百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザーサービス等を委託し対価を支払っております。
3. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠、過年度の監査計画と実績の状況等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

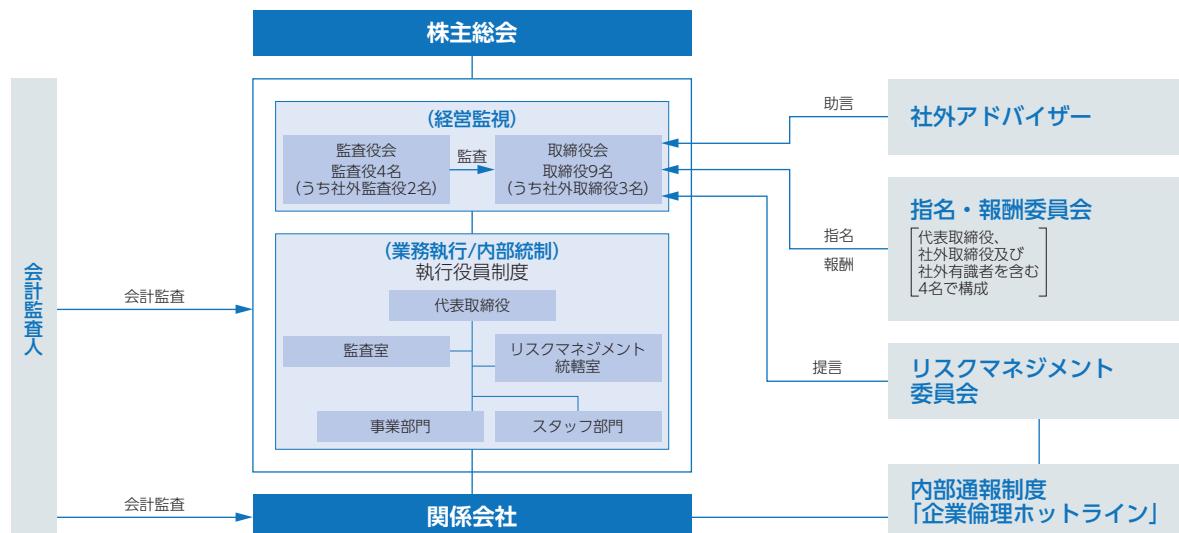
(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は執行部門の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(ご参考)コーポレート・ガバナンスの体制図



※各種委員会は法令に基づく委員会ではありません。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の構築の基本方針として下記のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループ経営理念及び当社の経営理念・行動指針である「SOFT21」並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、社内コミュニケーションシステム及び研修等を通じ、取締役、執行役員、参事及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
 - ロ. 取締役の職務執行の適法性・適正性については、幅広い見識・知見を有する社外有識者、社外取締役及び社外監査役の充実により、一層の監督機能・監督体制の構築に努める。
 - ハ. 社長直轄の内部監査を所管する「監査室」が業務執行ラインの統制機能の有効性を監督し、適法性や適正性を継続的にモニタリングする。

-
- 二. 取締役会の下部組織として、組織横断的かつ包括的にリスク管理を行う「リスクマネジメント委員会」及びリスク管理を効果的・効率的に行うための「リスクマネジメント実務委員会」を設置し、継続的にモニタリングを行うとともに、内部通報制度「企業倫理ホットライン」により、当社及び子会社の取締役、執行役員、参事及び従業員の職務執行の健全性を保持する。
- ホ. 財務報告に係る内部統制については、社長直轄の「リスクマネジメント統轄室」がこれを補助・推進し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保、関係諸規程の整備、ITの活用などによる最適な管理体制の構築に努めるとともに、従業員等に対する適正な業務執行に関する教育・指導により、実効性の高い運用を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行・意思決定に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に準拠して保存管理を行い、管理本部担当執行役員が統括して管理する。
- ロ. 前項の情報の保管期間は法令及び「文書保管・保存期間一覧表」の定めに従う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理規程を中心に情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、防災管理規程などを整備し、当社及び子会社に係るリスク（組織・戦略、情報管理、業務管理、コンプライアンス、災害・事件・事故、財務報告関係）を網羅的・総括的に管理する体制の構築・整備・運用を行っている。
- ロ. リスク管理が有効的に機能するよう、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、自律的・継続的にモニタリングを行う。また、リスク全般を一元的に管理する社長直轄の組織「リスクマネジメント統轄室」との緊密な連携により、業務執行上の危機管理及びリスク発現の未然防止や被害の最小化、被害の拡大防止に向けた取組みを推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行を執行役員が担う体制とし、「取締役会規程」「執行役員規程」などによる職務権限の明確化により、迅速かつ効率的に職務を執行する。
- ロ. 取締役会は、明確な経営計画を策定し、その目標の全社的浸透を図るとともに、各部門を担当する執行役員は目標達成のための具体的かつ効率的施策を策定し、執行する。
- ハ. 取締役は、毎月2回の取締役会において、担当取締役・執行役員からの報告により、業務の執行状況及び適正性を監督・確認し、恒常的に目標達成の確度・効率性の向上のための施策を検討し、実施する。
- 二. 社内コミュニケーションシステムなど、IT技術等の活用による全社的業務効率向上のため

- の体制整備を推進する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社子会社の管理については、「関係会社管理規程」に準拠し、経営上の重要事項は逐一当社に報告するとともに、その意思決定については当社の承認を要する事とする。
- ロ. 監査役、監査室及び会計監査人は当社及び子会社の定期的監査を行い、経営諸活動の執行状況を、独立的・客観的に評価を行う。また、監査において改善すべき点が発見された場合、被監査部署・被監査子会社に対し勧告・助言を行い、必要に応じ改善状況の報告を求め、有効的な内部統制体制の保持に努める。
- ハ. 当社リスクマネジメント委員会を中心に、子会社のリスクマネジメント担当部門との緊密な連携により、グループ全体の有効的リスク管理体制の構築を推進する。
- ニ. 当社は、当社子会社の経営・財務・総務その他の諸案件を所管部署が担い、事業運営に関する諸案件を主管部署が担う体制をとり、当社と当社子会社との相互間の連携を密にすることにより、当社子会社の取締役等の職務執行の効率化を確保し、経営を円滑に遂行する。
- ホ. 当社子会社は、当社グループ経営理念及び各社の経営理念並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、研修等を通じ、取締役、執行役員及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき従業員として、総務部法務・株式課統轄課長が監査役の補助を行う。
- ロ. 監査役が職務を円滑に遂行するため、さらに補助する従業員の設置を求める場合、取締役は原則としてこれに応諾するとともに、迅速に必要な協力を行う。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会規程に基づき、総務部法務・株式課統轄課長の人事について監査役会と意見交換を行う。
- ロ. 監査役の職務執行を補助する総務部法務・株式課統轄課長及び必要に応じ監査役の職務執行を補助する従業員については、監査役の補助職務の範囲においては取締役以下、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役、執行役員及び従業員は監査役に対し、重要事項が生じた場合は適時報告を行う。また、経営会議・リスクマネジメント委員会等、監査役の社内重要会議への出席を通じ、逐次当社及び子会社の重要事項を報告する。

-
- . 監査室長においては、監査役に対し定期的な監査報告を行い、また監査役の求めに応じ調査を行う。
- ハ. 当社及び子会社の取締役、執行役員、参事及び従業員は、「内部通報規程」に則り、法令・定款に違反する事実等を直接的若しくは「企業倫理ホットライン」を通じ、リスクマネジメント統轄室に報告する。また、リスクマネジメント統轄室は、必要に応じ接受した情報を監査役に報告を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役、執行役員、参事及び従業員は、監査役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応するとともに、監査役と取締役、会計監査人及び監査室等との定期的意見交換の機会確保や、社内重要会議への出席機会の確保などにより、監査役の監査業務の実効性向上に努める。
- . 監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の処理については、監査役の請求により円滑に行うものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- 当社は、「企業は社会の公器であること」の認識及び「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む。
- イ. 重要な行動指針である「企業倫理綱領」及び「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢及び具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステム等を通じた教育・研修により、全ての役員、執行役員、参事及び従業員への周知徹底に努める。
- . 子会社のリスク管理責任者を含め、当社グループにかかるリスクに関する検討を行う「リスクマネジメント委員会」にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図る。
- ハ. 反社会的勢力への対応は総務部を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整える。
- ニ. 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施及び外部専門機関等からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努める。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行

当期は取締役会を25回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営上の重要事項について審議、決議を行うとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から職務執行状況の監督を行っております。取締役会は、独立性を有する社外取締役、社外監査役も出席しております。また、取締役の職務の執行・意思決定に係る重要な情報は、社内規程に準拠して保存管理されており、情報の重要性に応じた区分及び管理・取扱い等について定期的に見直しを行っております。

② 監査役の職務執行

当期は監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の意思決定の過程及び職務執行の把握に努めております。また、当社の代表取締役、取締役と適宜面談を実施し、監査上の重要課題について意見交換を行っております。

このほか、監査役は、子会社監査役、内部監査室及び会計監査人との間で適宜面談を実施し、積極的に連携を図っております。

③ リスクマネジメント体制

取締役会の下部組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、子会社も含めた組織横断的かつ包括的なリスク管理を行っております。また、効果的・効率的にリスク管理を行うための「リスクマネジメント実務委員会」を設置して実際の側面から対策を検討し、継続的にモニタリングを行っております。当期は、「リスクマネジメント委員会」を4回開催し、また「リスクマネジメント実務委員会」を12回開催し、リスクの分析・評価及びリスク対策の推進を行っております。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制

社長直轄の組織である「リスクマネジメント統轄室」において、一部の子会社も含めて財務報告の適正性を確保するための内部統制が有効に運用されているか、評価しております。評価結果については、会計監査人による内部統制監査を受けております。また、監査室と連携して運用状況のモニタリングを実施し、結果については情報共有しております。

⑤ 企業集団における業務の適正性を確保するための体制

監査役、監査室及び会計監査人は、定期的に当社及び子会社の監査を実施しており、監査において発見された改善すべき事項について、被監査部署、被監査子会社に対し勧告・助言を行い、改善状況について報告を受けております。

(注) 本事業報告中の記載数値は、単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、前期比増減率、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額及び自己資本比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	1,109,012	1,178,386	【 負 債 の 部 】	712,516	784,437
流 動 資 産	821,753	887,388	流 動 負 債	679,825	750,770
現金及び預金	108,276	108,463	支払手形及び買掛金	652,655	712,478
受取手形及び売掛金	497,929	566,628	短期借入金	89	270
有 価 証 券	32,162	26,832	未 払 法 人 税 等	6,479	14,071
商 品 及 び 製 品	141,373	143,996	返 品 調 整 引 当 金	543	626
仕 掛 品	3,387	3,063	賞 与 引 当 金	8,072	9,860
原材料及び貯蔵品	4,281	2,399	そ の 他	11,985	13,463
繰 延 税 金 資 産	5,614	8,201	固 定 負 債	32,691	33,667
仕入割引し等未収入金	26,225	26,434	長期借入金	15	90
そ の 他	5,047	3,677	繰 延 税 金 負 債	24,210	25,651
貸 倒 引 当 金	△ 2,545	△ 2,310	再評価に係る繰延税金負債	1,359	1,392
固 定 資 産	287,259	290,998	役員退職慰労引当金	542	718
有形固定資産	121,809	118,207	退職給付に係る負債	3,270	3,309
建物及び構築物	53,834	47,018	そ の 他	3,292	2,503
機械装置及び運搬具	5,534	4,920			
工具、器具及び備品	3,071	3,074	【 純 資 産 の 部 】	396,496	393,948
土 地	53,687	54,113	株 主 資 本	359,392	352,825
リ ー ス 資 産	2,483	1,527	資 本 金	13,546	13,546
建設仮勘定	3,198	7,553	資 本 剰 余 金	39,069	38,897
無形固定資産	17,471	21,235	利 益 剰 余 金	326,935	312,539
投資その他の資産	147,977	151,555	自 己 株 式	△ 20,158	△ 12,157
投資有価証券	119,410	125,074	その他の包括利益累計額	36,551	40,647
長期貸付金	533	242	その他有価証券評価差額金	42,043	46,248
繰 延 税 金 資 産	494	509	土地再評価差額金	△ 5,771	△ 5,844
退職給付に係る資産	12,669	11,355	為替換算調整勘定	216	544
そ の 他	15,408	14,955	退職給付に係る調整累計額	63	△ 300
貸 倒 引 当 金	△ 538	△ 582	非支配株主持分	552	475
資 産 合 計	1,109,012	1,178,386	負 債 純 資 産 合 計	1,109,012	1,178,386

(注)当年度より、仕入割引に関する会計方針の変更を行っており、前年度(ご参考)については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

連結損益計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目		当 年 度		前年度(ご参考)	
売 上 高			2,126,993		2,228,331
売 上 原 価			1,933,851		2,017,614
売 上 総 利 益			193,141		210,716
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額			626		499
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額			543		626
差 引 売 上 総 利 益			193,225		210,590
販売費及び一般管理費			174,513		174,219
営 業 利 益			18,712		36,370
営 業 外 収 益			9,612		9,834
受 取 利 息 及 び 配 当 金 入 額		2,121		2,147	
受 入 情 報 収 入 他		5,558		5,670	
そ の 他		1,932		2,017	
営 業 外 費 用			560		484
支 払 利 息		54		50	
不 動 産 賃 貸 費 用 他		260		220	
そ の 他		244		214	
経 常 利 益			27,764		45,721
特 別 利 益			7,286		561
固 定 資 産 売 却 益		75		436	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		6,141		52	
投 資 有 価 証 券 償 還 益		1,004		-	
そ の 他		64		71	
特 別 損 失			2,750		1,268
固 定 資 産 除 却 損 失		342		311	
減 損		916		647	
災 害 に よ る 損 失		596		-	
特 別 退 職 金		451		7	
事 業 整 理 損 失		345		-	
そ の 他		97		301	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			32,301		45,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8,081		18,031	
法 人 税 等 調 整 額		2,832	10,914	△ 2,038	15,993
当 期 純 利 益			21,387		29,020
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			78		59
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			21,308		28,960

連結株主資本等変動計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,546	38,897	312,689	△ 12,157	352,975
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 149		△ 149
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	13,546	38,897	312,539	△ 12,157	352,825
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,840		△ 6,840
親会社株主に帰属する 当期純利益			21,308		21,308
自己株式の取得				△ 9,826	△ 9,826
自己株式の処分		172		1,825	1,997
土地再評価差額金の取崩			△ 72		△ 72
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	172	14,395	△ 8,000	6,566
当 期 末 残 高	13,546	39,069	326,935	△ 20,158	359,392

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	46,248	△ 5,844	544	△ 300	40,647	475	394,098
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 149
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	46,248	△ 5,844	544	△ 300	40,647	475	393,948
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 6,840
親会社株主に帰属する 当期純利益							21,308
自己株式の取得							△ 9,826
自己株式の処分							1,997
土地再評価差額金の取崩							△ 72
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 4,204	72	△ 328	364	△ 4,096	77	△ 4,018
連結会計年度中の変動額合計	△ 4,204	72	△ 328	364	△ 4,096	77	2,547
当 期 末 残 高	42,043	△ 5,771	216	63	36,551	552	396,496

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

区 分	当 年 度	前 年 度	区 分	当 年 度	前 年 度
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	32,301	45,014	定期預金の預入による支出	△ 8,725	△ 8,710
減 価 償 却 費	11,720	11,930	定期預金の払戻による収入	15,644	6,430
減 損 損 失	916	647	有価証券の取得による支出	△ 20,511	△ 19,100
貸倒引当金の増減額(△は減少)	191	82	有価証券の売却及び償還による収入	19,410	28,500
その他の引当金の増減額(△は減少)	△ 2,047	1,651	有形固定資産の取得による支出	△ 10,288	△ 12,303
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 837	△ 791	有形固定資産の売却による収入	668	1,914
受取利息及び受取配当金	△ 2,121	△ 2,147	無形固定資産の取得による支出	△ 2,568	△ 4,113
支 払 利 息	54	50	無形固定資産の売却による収入	—	0
固定資産除売却損益(△は益)	266	△ 125	投資有価証券の取得による支出	△ 6,494	△ 1,917
投資有価証券売却損益(△は益)	△ 6,141	118	投資有価証券の売却及び償還による収入	16,324	2,426
投資有価証券償還損益(△は益)	△ 1,004	17	関連会社への出資による支出	△ 7,924	△ 262
災 害 に よ る 損 失	596	—	貸 付 け に よ る 支 出	△ 316	△ 11
特 別 退 職 金	451	7	貸付金の回収による収入	18	18
事 業 整 理 損	345	—	そ の 他	△ 733	△ 187
売上債権の増減額(△は増加)	68,814	△ 79,541	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,497	△ 7,315
たな卸資産の増減額(△は増加)	426	△ 4,442	財務活動によるキャッシュ・フロー		
仕入戻戻し等未収入金の増減額(△は増加)	209	△ 1,100	短期借入金の純増減額(△は減少)	△ 170	△ 284
仕入債務の増減額(△は減少)	△ 59,928	62,070	長期借入れによる収入	—	12
未払消費税等の増減額(△は減少)	△ 1,165	△ 5,274	長期借入金の返済による支出	△ 22	△ 1,520
そ の 他	△ 534	830	リース債務の返済による支出	△ 707	△ 577
小 計	42,513	28,997	割賦債務の返済による支出	—	△ 1
利息及び配当金の受取額	2,352	2,360	自己株式の取得による支出	△ 9,826	△ 80
利息の支払額	△ 54	△ 50	自己株式の売却による収入	1,997	0
災害による損失の支払額	△ 518	—	配 当 金 の 支 払 額	△ 6,838	△ 5,110
特別退職金の支払額	△ 383	△ 30	非支配株主への配当金の支払額	△ 0	△ 0
法人税等の支払額	△ 16,895	△ 10,819	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,567	△ 7,561
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,013	20,457	現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 16	△ 26
			現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,931	5,553
			現金及び現金同等物の期首残高	108,414	102,860
			現金及び現金同等物の期末残高	114,345	108,414

計算書類

貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	985,258	1,045,692	【 負 債 の 部 】	683,097	743,292
流動資産	717,842	772,710	流動負債	660,181	719,294
現金及び預金	62,424	54,279	支払手形	3,468	3,478
受取手形	2,540	3,209	電子記録債務	6,875	6,325
電子記録債権	2,919	3,221	買掛金	603,463	660,282
売掛金	488,807	554,473	未払金	6,668	9,646
有価証券	30,260	25,232	未払法人税等	5,726	8,959
商品及び製品	103,878	104,418	返品調整引当金	409	470
仕掛品	86	116	賞与引当金	3,897	5,535
原材料及び貯蔵品	393	426	その他	29,670	24,595
繰延税金資産	2,513	4,011	固定負債	22,916	23,998
仕入割戻し等未収入金	23,679	23,458	繰延税金負債	20,462	22,101
その他	2,027	1,277	再評価に係る繰延税金負債	1,359	1,392
貸倒引当金	△ 1,689	△ 1,416	その他	1,093	505
固定資産	267,416	272,982	【 純 資 産 の 部 】	302,161	302,399
有形固定資産	62,295	63,492	株主資本	270,357	266,702
建物	24,654	20,243	資本金	13,546	13,546
構築物	1,224	646	資本剰余金	40,685	40,513
機械及び装置	2,649	1,807	資本準備金	33,836	33,836
車両運搬具	30	20	その他資本剰余金	6,848	6,676
工具、器具及び備品	1,289	1,382	利益剰余金	236,284	224,800
土地	31,980	32,388	利益準備金	3,278	3,278
建設仮勘定	465	7,003	その他利益剰余金	233,005	221,522
無形固定資産	13,527	16,169	固定資産圧縮積立金	614	614
ソフトウェア	12,801	14,729	別途積立金	100,000	100,000
その他	725	1,439	繰越利益剰余金	132,391	120,907
投資その他の資産	191,593	193,320	自己株式	△ 20,158	△ 12,157
投資有価証券	98,810	111,983	評価・換算差額等	31,803	35,697
関係会社株式	58,566	50,742	その他有価証券評価差額金	37,575	41,541
関係会社出資金	2,323	2,593	土地再評価差額金	△ 5,771	△ 5,844
長期貸付金	21,920	17,805			
長期前払費用	281	275			
敷金及び保証金	4,689	4,270			
前払年金費用	8,394	8,501			
その他	400	415			
貸倒引当金	△ 3,793	△ 3,266			
資 産 合 計	985,258	1,045,692	負 債 純 資 産 合 計	985,258	1,045,692

(注)当年度より、仕入割引に関する会計方針の変更を行っており、前年度(ご参考)については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売 上 高		1,892,740		1,975,432
売 上 原 価		1,791,000		1,862,379
売 上 総 利 益		101,740		113,052
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		470		383
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		409		470
差 引 売 上 総 利 益		101,800		112,966
販売費及び一般管理費		91,788		91,775
営 業 利 益		10,012		21,190
営 業 外 収 益		10,314		9,642
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,263		3,744	
受 入 情 報 収 入	4,435		4,529	
そ の 他	1,615		1,367	
営 業 外 費 用		647		1,119
支 払 利 息	24		20	
そ の 他	623		1,099	
経 常 利 益		19,679		29,713
特 別 利 益		7,137		45
固 定 資 産 売 却 益	32		3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,100		42	
そ の 他	1,004		—	
特 別 損 失		882		518
固 定 資 産 除 売 却 損	141		62	
そ の 他	740		456	
税 引 前 当 期 純 利 益		25,935		29,240
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,966		11,315	
法 人 税 等 調 整 額	1,572	7,538	△ 1,670	9,644
当 期 純 利 益		18,396		19,596

株主資本等変動計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										自 己 株	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	13,546	33,836	6,676	40,513	3,278	614	100,000	120,933	224,826	△ 12,157	266,728	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								△ 25	△ 25		△ 25	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	13,546	33,836	6,676	40,513	3,278	614	100,000	120,907	224,800	△ 12,157	266,702	
事 業 年 度 中 の 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当								△ 6,840	△ 6,840		△ 6,840	
当 期 純 利 益								18,396	18,396		18,396	
自 己 株 式 の 取 得										△ 9,826	△ 9,826	
自 己 株 式 の 処 分			172	172						1,825	1,997	
土地再評価差額金の取崩								△ 72	△ 72		△ 72	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	172	172	-	-	-	11,483	11,483	△ 8,000	3,654	
当 期 末 残 高	13,546	33,836	6,848	40,685	3,278	614	100,000	132,391	236,284	△ 20,158	270,357	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	41,541	△ 5,844	35,697	302,425
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△ 25
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	41,541	△ 5,844	35,697	302,399
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 6,840
当 期 純 利 益				18,396
自 己 株 式 の 取 得				△ 9,826
自 己 株 式 の 処 分				1,997
土地再評価差額金の取崩				△ 72
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 3,966	72	△ 3,893	△ 3,893
事業年度中の変動額合計	△ 3,966	72	△ 3,893	△ 238
当 期 末 残 高	37,575	△ 5,771	31,803	302,161

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 上 圭 祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂 部 彰 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スズケンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スズケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は営業外収益に計上していた仕入割引を売上原価の控除項目とする方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 上 圭 祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂 部 彰 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スズケン平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は営業外収益に計上していた仕入割引を売上原価の控除項目とし、営業外費用に計上していた売上割引を売上の控除項目とする方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

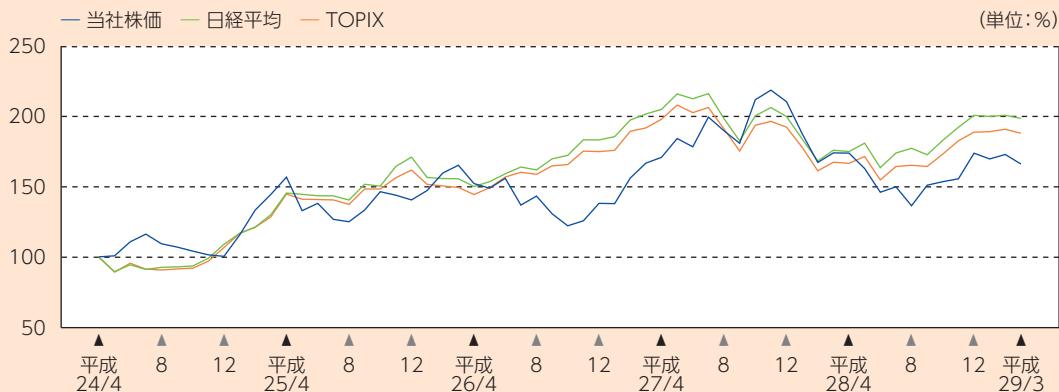
株式会社スズケン 監査役会

常勤監査役	井 間 雅 彦	Ⓔ
常勤監査役	永 井 隆	Ⓔ
社外監査役	井 上 龍 哉	Ⓔ
社外監査役	村 中 徹	Ⓔ

ご参考

株価の推移

最近5年間の当社株価、日経平均およびTOPIXの指数推移比較



(注)平成24年4月の当社株価、日経平均およびTOPIXをそれぞれ100としております。

最近5年間の株価および出来高の推移



(注)平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行いましたので、当該株式分割を過年度に遡及して調整した修正株価で表示しております。

株主の皆さまへのご案内

株主優待制度のご案内

3月31日現在で当社株式を100株以上ご所有の株主さまに、3,000円相当の自社取扱商品等の複数コースの中から1品を贈呈しております。

平成29年3月31日現在の
対象株主さまへの株主優待コース



A 低刺激性透明石鹸
「スズケン ピューアー・ソープ」
詰め合わせ1セット
(小50g×6個)



B ヘルシーブレンド茶
「さんけん茶」1ケース
(190g×30本)



C かつお風味「スズケンだしの素」
2箱 (1箱=5g×90包)
大矢知「手延べ干しひやむぎ」6束
詰め合わせ



D 紀州産南高梅使用
「スズケン 梅ぼし」
(梅ぼし460g、まるやか梅ぼし460g)
詰め合わせ



E 栄養機能食品
「カルシウムたまごポーロ400」20包×2袋、
「清汁マルチビタミンポーロ」20包×2袋、
「鉄強化ポーロFe-7」16包×1袋
詰め合わせ



F 社会貢献団体への寄付
優待品に代えて、3,000円を「ユニセフ」へ寄付させていただきます。
※同時に当社も、同額(3,000円)を上乗せして寄付いたします。

ホームページのご案内

「健康創造のスズケングループ」をより深くご理解いただくため、「会社情報」「製品・サービス」「IR情報」「スズケングループCSR」など、当社グループに関する情報を掲載しておりますので、どうぞご覧ください。



メール配信サービス

当社のニュースリリースの中から、IRに関するニュースをEメールで配信しております。メール配信を希望される方は、「メール配信サービス」からご登録されるか、右のQRコードにてアクセスいただきご登録ください。



スズケンIRニュース
(携帯版)

IR情報

IR情報ページには「中期成長戦略」「業績・財務データ」「IRライブラリ」「株式情報」などを掲載しております。

株主MEMO

事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会

6月

剰余金の配当基準日

期末配当3月31日 中間配当9月30日

単元株式数

100株

上場証券取引所

東京証券取引所 市場第1部
名古屋証券取引所 市場第1部
札幌証券取引所

公告方法

公告は電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

(<http://www.suzuken.co.jp/company/ir/index.html>)

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

※取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

株式に関する諸手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴う手続き等は、下記宛にお願いいたします。

証券会社でお取引をされている株主さま

■ 手続きお問合せ先 お取引の証券会社

特別口座に記録されている株主さま

■ 手続きお問合せ先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

※過去にお受取りになられていない配当金につきましては、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社スズケン 本社ビル 2階ホール

名古屋市東区東片端町 8番地 TEL (052) 961-2331

交通

- | | |
|---|---|
| <p>1 地下鉄 桜通線・名城線</p> <p>2 地下鉄 桜通線</p> <p>3 名鉄 瀬戸線</p> <p>4 市バス 幹名駅1系統 (上飯田行・大曾根行)</p> <p>5 市バス 幹名駅1系統 (名古屋駅行)</p> <p>6 市バス 幹栄1系統 (如意住宅行・水分橋行)</p> <p>7 市バス 黒川12系統 (中切町行)</p> <p>幹栄1・栄14系統 (栄行)</p> <p>黒川12系統 (博物館行)</p> <p>東巡回 (茶屋ヶ坂行)</p> | <p>「久屋大通」駅下車、北改札1A出口北へ徒歩約10分</p> <p>「高岳」駅下車、改札1出口北へ徒歩約10分</p> <p>「東大手」駅下車、南へ徒歩約10分</p> <p>「市政資料館南」下車、東へ徒歩約2分</p> <p>「東片端」下車、西へ徒歩約3分</p> <p>「東片端」下車、西へ徒歩約4分</p> <p>「東片端」下車、西へ徒歩約5分</p> |
|---|---|



(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。